マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供に関するお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、学会活動へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成２８年１月より社会保障や税の分野で個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、学会として「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務」に利用するために、学会からの年間（1 月～12 月）報酬支払総額が 5 万円（源泉所得税含）以上となる支払先（国内居住者の個人）の方からは、個人番号を入手する（学会に届け出ていただく）必要がございます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、
学会からの年間（1 月～12 月）報酬支払総額が 5 万円（源泉所得税含）を超えた方へは、マイナンバー提供依頼文書を委託先の社会保険労務士法人岡西事務所より郵送（封筒は学会名のものを利用）にて送付申し上げますので、その際は必要事項をご確認のうえ期日までにご提出くださいますよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

１．総額 5 万円（源泉所得税含）未満の方

1) **個人カードに記載**の**『お名前、ご自宅住所』**及び連絡先として
『電話番号、e-mail』の情報をお知らせください。現住所が証明書住所と異なる場合には、現住所も合わせてお知らせくださいますよう、お願いいたします。
2) 学会からの年間報酬支払総額を集計後、総額 5 万円（源泉所得税含）以上となった場合には、委託先の社会保険労務士法人岡西事務所よりマイナンバー提供依頼文書を貴殿ご自宅へ郵送いたします（封筒は学会名のものを利用）。当該書類が届いた場合には、速やかに番号確認書類、本人確認書類を同封の返信用封書にて委託先の社会保険労務士法人岡西事務所へご提出くださいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお 12 月末日までに氏名・住所等に変更がある場合には、速やかに学会に届け出ていただくよう、重ねてお願い申し上げます。
3) 委託先の社会保険労務士法人岡西事務所からの提供依頼文書郵便物以外で、学会から貴殿のマイナンバーを入手することはございません。
4) 該当となった場合に、翌年 1 月中旬から下旬頃にかけて学会から貴殿ご自宅宛に送付する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務」には、貴殿のマイナンバーは記載せず法定調書提出義務者といたしまして、学会から税務署へ提出する法定調書にのみ、貴殿の番号を記載いたします。

２．総額５万円（源泉所得税含）以上の方

1) **個人カードに記載**の『**お名前、ご自宅住所**』及び連絡先として『**電話番号、e-mail**』の情報をお知らせください。現住所が証明書住所と異なる場合には、現住所も合わせてお知らせくださいますよう、お願いいたします。

2) 学会からの年間報酬支払総額５万円（源泉所得税含）以上の方には、委託先の社会保険労務士法人岡西事務所よりマイナンバー提供依頼文書を貴殿ご自宅へ郵送いたします（封筒は学会名のものを利用）。当該書類が届いた場合には、速やかに番号確認書類、本人確認書類を同封の返信用簡易書留（切手貼済）にて委託先の社会保険労務士法人岡西事務所へご提出くださいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお 12 月末日までに氏名・住所等に変更がある場合には、速やかに学会に届け出ていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

3) 委託先の社会保険労務士法人岡西事務所からの提供依頼文書郵便物以外で、学会から貴殿のマイナンバーを入手することはございません。

4) 翌年 1 月下旬頃に委託先の社会保険労務士法人岡西事務所から貴殿ご自宅宛に送付する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務」には、貴殿のマイナンバーは記載せず法定調書提出義務者といたしまして、学会から税務署へ提出する法定調書にのみ、貴殿の番号を記載いたします。

なお、お預かり致します個人番号関係書類につきましては、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき管理致します。

（連絡先）
一般社団法人情報処理学会 法人部門担当
〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館 4F
TEL.03-3518-8374　FAX：03-3518-8375
e-mail：keiri@ipsj.or.jp／soumu@ipsj.or.jp

（マイナンバー取扱委託先）
社会保険労務士法人岡西事務所（旧名称：岡西労務管理センター）
〒530-0005　大阪市北区中之島 2-3-33 大阪三井物産ビル 4F
TEL：06-6755-8230　FAX：06-6755-8231